

2018(平成30)年度からの赤字解消計画の策定等について

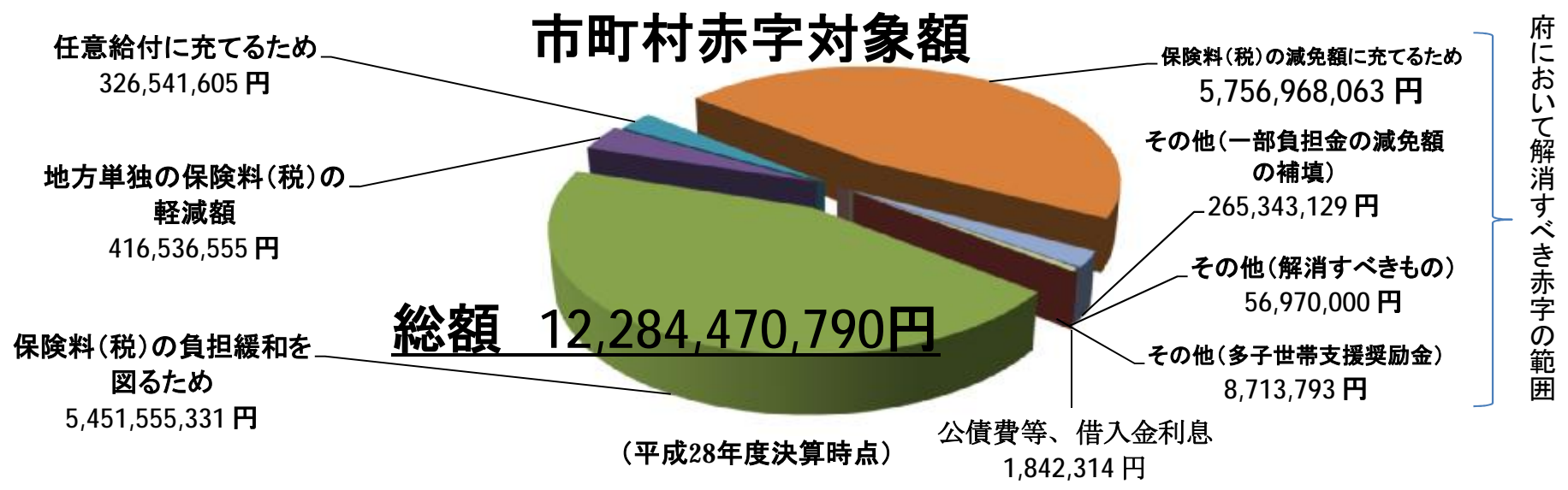
1 解消すべき赤字について(2016(平成28)年度決算時が基点)

大阪府においては、「大阪府国民健康保険運営方針」(平成29年12月策定)において、計画的に解消すべき赤字の範囲として、「決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入(決算補填等以外の目的のものを含む)」及び「前年度繰上充用金の新規増加分」と定めている。

過年度の赤字である累積赤字については、原則として、当該市町村が責任を持って、新制度施行までに解消することとしているが、解消できていない場合は、「大阪府赤字解消計画基準」に基づき策定した計画により解消をめざすこととし、また計画策定対象外の市町村においても早期の解消をめざすこととしており、解消すべき範囲には入れていない。

《府内市町村の状況》

平成28年度決算時点での赤字対象団体は33団体、赤字対象総額は約122億8千4百万円であったが、令和3年度決算時点においては、16団体、約21億4千2百万円と大幅に減少している。なお、繰上充用金の新規増加分は生じていない。



※ 最終年にあたる2024(令和6)年度には、すべて解消される見込み。

(参考) 国が解消すべきものと整理した法定外一般会計繰入

2018(平成30)年1月29日付の厚生労働省通知(保国発129第2号)に基づき、市町村において削減・解消すべき赤字は、市町村の国民健康保険特別会計における「決算補填等目的の法定外一般会計繰入れ」及び「繰上充用金の新規増加分」とされている。

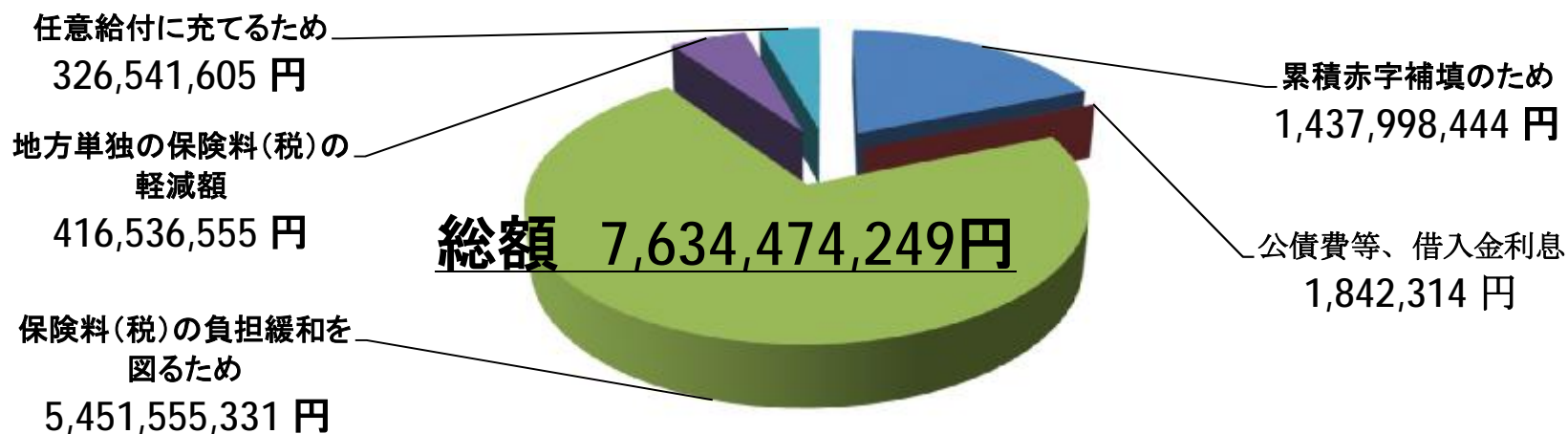
(決算補填等目的の法定外繰入れ)

①決算補填等目的のもの、②保険者の政策によるもの、③過年度の赤字によるもの

《府内市町村の状況》

平成28年度決算時点の赤字対象団体は18団体、赤字対象総額は約76億3千4百万円であったが、令和3年度決算時点においては、2団体、約14億6千6百万円と大幅に減少している。なお、繰上充用金の新規増加分は生じていない。

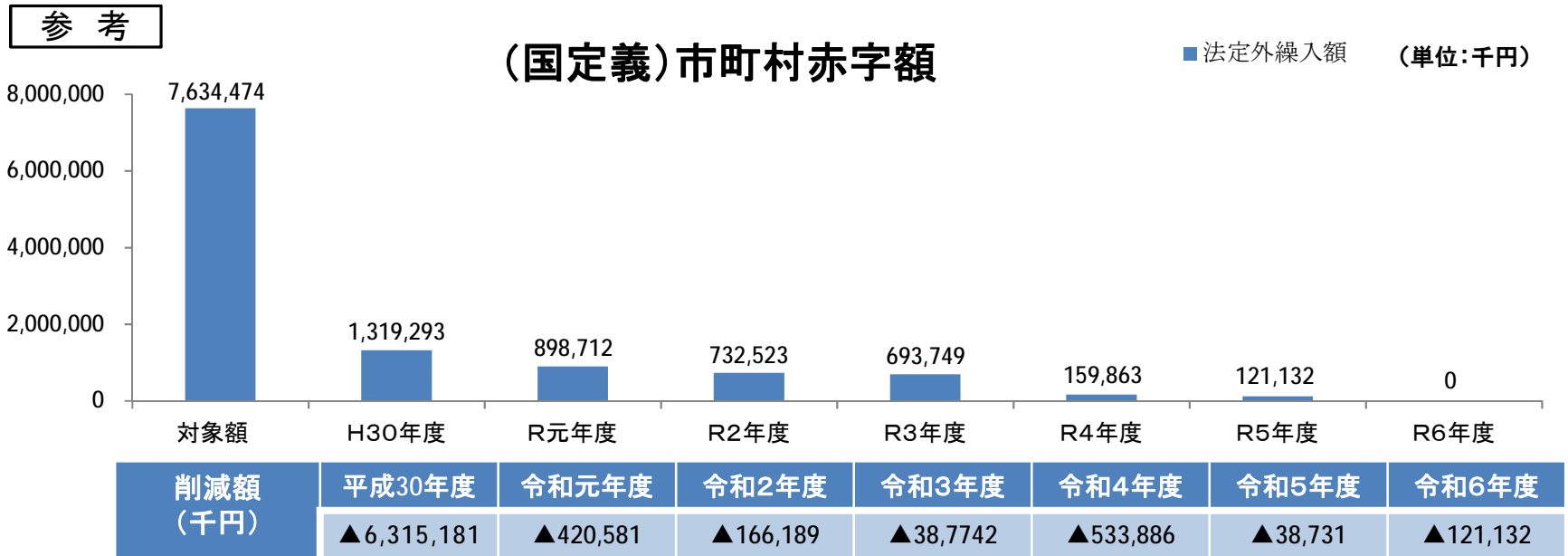
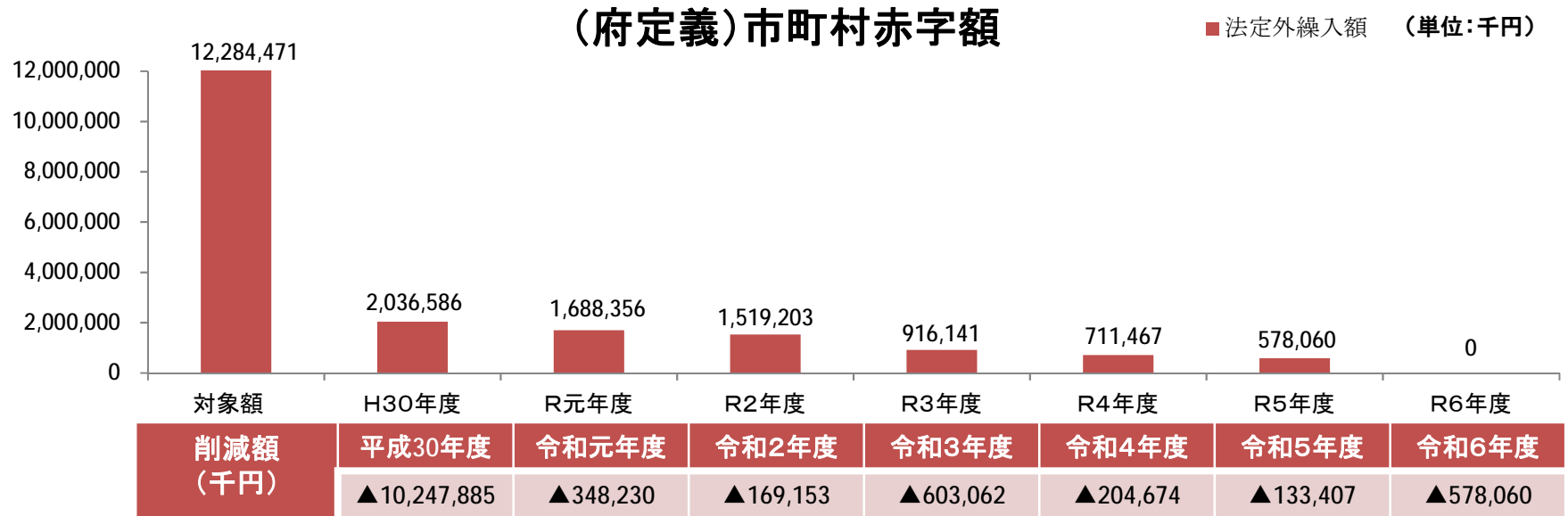
市町村赤字対象額



(平成28年度決算時点)

2 赤字解消計画の進捗見込み（平成30年3月末策定時）

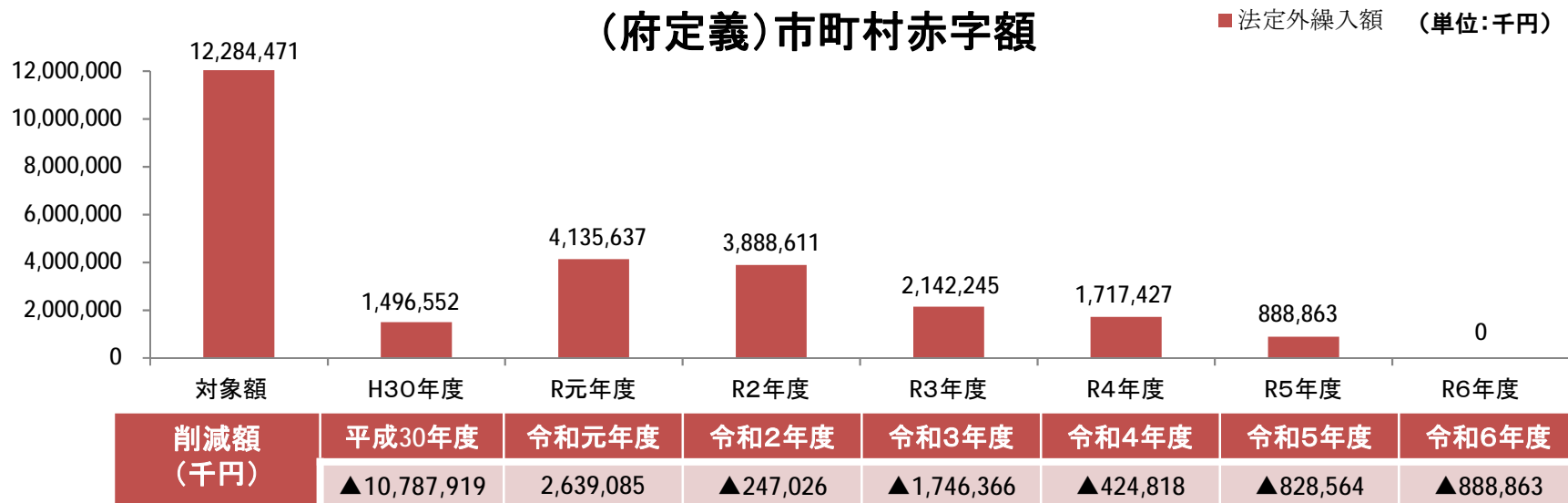
解消すべき赤字については、激変緩和期間（6年以内）で解消をめざすこととしている。



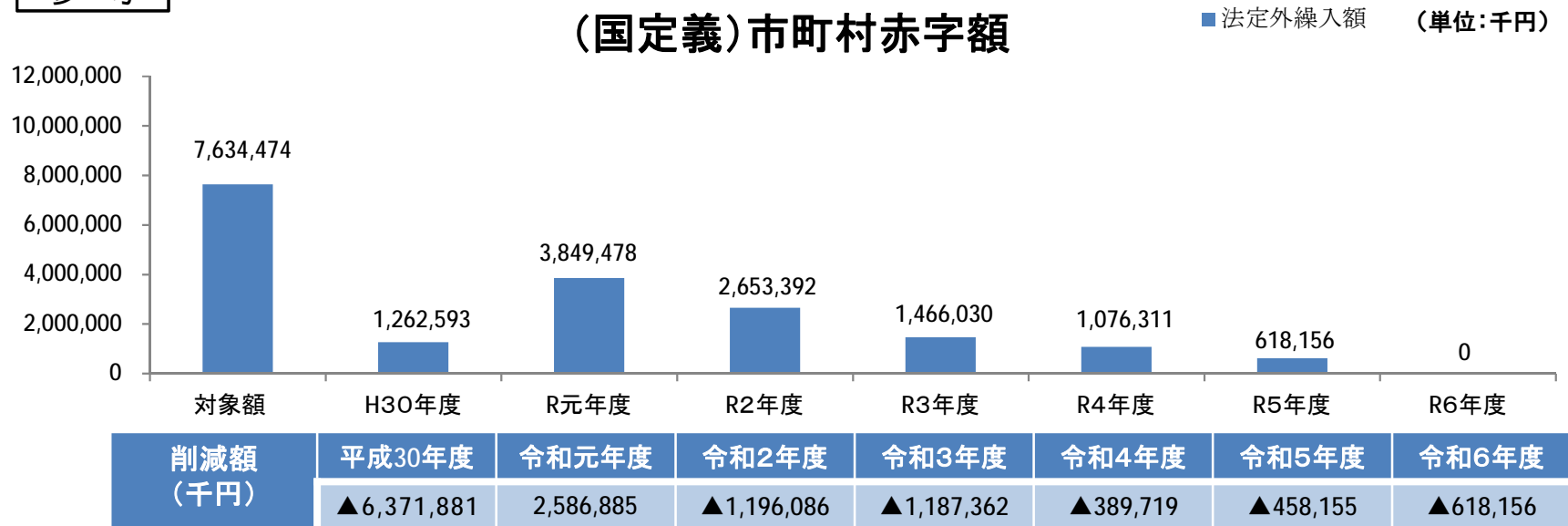
3 赤字解消計画の進捗見込み（令和3年度決算を踏まえて見直し）

【令和5年1月末時点】

解消すべき赤字については、激変緩和期間（6年以内）で解消をめざすこととしている。



参 考

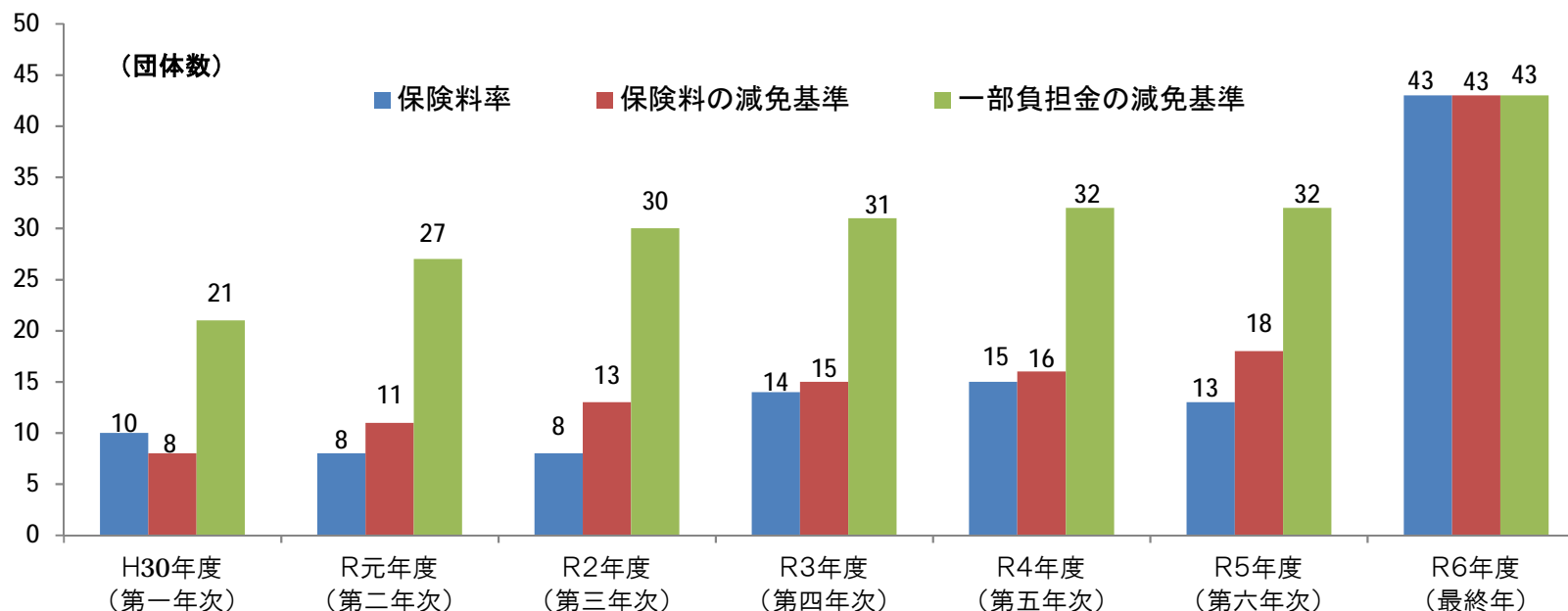


■ 激変緩和措置計画について

【令和5年1月末時点】

2018(平成30)年度からの新制度において、保険料が急激に増加することがないように、2023(令和5)年度までの6年間に限り、各市町村において計画を定めた上で激変緩和措置を講ずることとしている。期間経過後の2024(令和6)年4月1日には、保険料率、保険料及び一部負担金の減免基準等を府内完全統一とすることとしている。

各市町村の統一年度の傾向



※ 保険料率及び保険料減免基準については、第一年次(平成30年度)から取組んでいる団体もあるが、多くの団体において、最終年にあたる令和6年度に統一すべく激変緩和を図っている。